



島根県報

平成19年 3月20日 (火)
第 1,863 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 2

告 示

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票の一部改正 (青少年家庭課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 3

換地処分 (6件) (") 4

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生 (水産課) 5

道路の供用開始 (道路維持課) 5

急傾斜地崩壊危険区域の廃止 (砂防課) 5

都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 6

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 6

特定調達公告

島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の落札者等 (会 計 課) 6

教委規則

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則 (高校教育課) 7

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (義務教育課) 7

教育長訓令

島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正 (高校教育課) 7

選管規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する規程の一部を改正する規程 8

労委告示

あっせん員候補者の解囑 19

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第17号)

1 規則の概要

(1) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 (第2条・第48条・第50条関係)

(2) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 (第105条の13・第132条・様式第73号・様式第76号関係)

(3) 組織改正に伴う規定の整理 (第11条・第12条・別表第1関係)

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第17号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第11条第4項中「、総務部税務課(以下「税務課」という。)」を削る。

第12条第3項中「総務課、税務課」を「総務課」に改め、「、税務課の徴税吏員」を削る。

第48条第2項第16号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第50条第6号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改める。

第105条の13第1項中「吏員の」を「職員の」に、「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、同条第2項中「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、同条第3項中「徴収吏員は」を「徴収職員は」に、「徴収吏員証」を「徴収職員証」に改める。

第132条第1項中「吏員である」を削る。

別表第1 西部県民センター益田事務所の項の次に次の1項を加える。

島根中央高等学校	川本高等学校
----------	--------

様式目次中「徴収吏員証」を「徴収職員証」に改める。

様式第72号その1中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に改め、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

様式第73号中「徴収吏員証」を「徴収職員証」に、「島根県事務吏員」を「島根県職員」に改める。

様式第76号中「島根県事務吏員」を「島根県職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第204号

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票(平成13年島根県告示第266号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

様式中「吏員」を「職員」に改める。

島根県告示第205号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
堀江 裕	内科	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	平成19年 2 月27日
藤井 康善	内科	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	平成19年 2 月27日
森脇 裕平	眼科	医療法人社団もりわき眼科	浜田市日脚町244 - 8	平成19年 2 月27日

島根県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡柿木村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 三浦 勝美 鹿足郡吉賀町柿木村木部谷233番地
柿永 功男 鹿足郡吉賀町柿木村大野原386番地
山本 一男 鹿足郡吉賀町柿木村椈谷767番地 4
齋藤 隆 鹿足郡吉賀町柿木村白谷72番地
小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木村柿木311番地 1
石井 政信 鹿足郡吉賀町柿木村下須535番地
齋藤 尚介 鹿足郡吉賀町柿木村福川377番地

監事

- 三浦 一美 鹿足郡吉賀町柿木村福川1020番地
齋藤 金工 鹿足郡吉賀町柿木村白谷244番地
田村 康彦 鹿足郡吉賀町柿木村下須620番地

2 就任年月日

平成19年 1 月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 村上 幸雄 鹿足郡吉賀町柿木村木部谷291番地
庭田 亀喜 鹿足郡吉賀町柿木村大野原458番地
横田 健一 鹿足郡吉賀町柿木村椈谷384番地
三浦 初太 鹿足郡吉賀町柿木村白谷863番地

小林千代一 鹿足郡吉賀町柿木村柿木470番地
友重 勝 鹿足郡吉賀町柿木村下須263番地
山本寛三郎 鹿足郡吉賀町柿木村福川463番地

監事

西山 茂 鹿足郡吉賀町柿木村白谷171番地
尾崎 保美 鹿足郡吉賀町柿木村福川476番地
河野 武輔 鹿足郡吉賀町柿木村木部谷477番地

島根県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月1日付けで県営土地改良事業に係る荒茅地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月12日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（頼原）地区寺澤工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月12日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（頼原）地区東工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月12日付けで県営土地改良事業に係る角井地区第3工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月8日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（六日市）地区親迫・太ノ妙工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月8日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（六日市）地区藁・本郷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第213号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

西ノ島町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第214号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡美郷町粕淵659番地先から同587番地先まで	メートル 723.00	平成19年 3月20日	県央県土整備事務所	

島根県告示第215号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和46年島根県告示第825号）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第3項の規定により告示する。

平成19年 3 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 琵琶町
- 2 区域の所在 浜田市琵琶町地内

島根県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
平田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
出雲市平田町、西平田町、灘分町、西代町及び東福町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市玉湯町布志名地内
- 3 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年3月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
島根県行政情報ネットワーク用パソコン377台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成19年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 義郎
島根県松江市苧町6番地

- 5 落札金額
33,766,005円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成18年12月19日

教 育 委 員 会 規 則

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第 2 号

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則

就学奨励費取扱規則（昭和35年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（）」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律（）」に、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」に、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則」に改める。

第 7 条中「昭和28年島根県規則第 6 号」を「昭和39年島根県規則第22号」に、「第67条から第98条まで」を「第60条から第71条の 3 まで」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第 3 号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「 8 週間」を「16週間」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 3 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関

県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月20日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

別表2の対象職員の欄中「、工業、商業」を「、工業及び商業」に、「特殊教育学校の校長」を「特別支援学校の校長」に、「特殊教育学校の教員」を「特別支援学校の教員」に、「学校栄養主幹」を「栄養教諭、学校栄養専門員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の規定により貸与を受けている貸与品については、この訓令による改正後の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の相当規定により貸与を受けているものとみなす。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第3号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する規程（平成6年島根県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第1条第1項中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に、「又は第6条」を「、第6条又は第9条」に、「又は第7条」を「、第7条又は第10条」に改める。

第2条第1項中「又は第8条」を「、第8条又は第11条」に改める。

第3条中「燃料供給業者」という。）の次に「、公費負担条例第7条に規定する有償契約を締結したピラの作成を業とする者（以下「ピラ作成業者」という。）」を加え、「第7条」を「第10条」に改める。

第4条第1項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ピラ作成証明書」を、「その他の者」の次に「、ピラ作成業者」を加え、同条第2項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ピラ作成証明書」を加え、「及び第5号様式」を「から第6号様式まで」に改める。

第5条第1項中「又は第8条」を「、第8条又は第11条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ピラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の次に「、ピラ作成業者」を加え、同条第2項中「第6号様式及び第7号様式」を「第7号様式から第9号様式まで」に改める。

別記第1号様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2 (ピラの作成)

ピラ作成契約届出書

次のとおりピラ作成の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙

候補者 氏 名 ㊦

島根県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第2号様式その1中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改め、同様式その2中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に、「第8条」を「第11条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その 2 (ビラ作成枚数)

ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、島根県議会議員及び島根県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

島根県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

何年何月何日執行何選挙
候補者 氏 名 ④

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から島根県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第3号様式その1中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改め、同様式その2中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に、「第8条」を「第11条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その 2 (ビラ作成枚数)

確認番号第 号

ビラ作成枚数確認書

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

何年何月何日

島根県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 何年何月何日執行何選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、島根県に支払を請求することはできません。

別記第7号様式中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に、「第8条」を「第11条」に改め、同様式の別紙の備考2中「=単価...1円未満の端数は切上げ」を「...1円未満の端数は切上げ」に改め、同様式を第9号様式とする。

別記第6号様式中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改め、同様式を第7号様式とする。

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第 8 号様式 (第 5 条)

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

島根県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 ㊟

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名、口座番号及び債権債務者番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、島根県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付してください。
- 4 島根県に債権債務者登録がなされていない場合には、債権債務者登録 (変更) 届出書を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合... 7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$
- 2 E欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第 5 号様式を第 6 号様式とし、第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第5号様式(第4条)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙

候補者 氏 名 ㊟

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が島根県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、島根県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 115,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数} = \text{単価} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

附 則

この規程は、平成19年 3 月22日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第 1 号

平成18年島根県地方労働委員会告示第 1 号をもって公表したあっせん員候補者中、次の者を解嘱したので削除する。

平成19年 3 月20日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	委 嘱 年	解 嘱 年 月 日	解 嘱 事 由
門脇 誠三	平成17年	平成19年 3 月 8 日	平成19年 2 月28日付労働委員会委員辞任のため

